

新見市選管告示第1号

開票の事務を選挙会の事務と合同して行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、令和7年4月13日
執行の新見市議会議員一般選挙の開票の事務は、選挙会場において、選挙会の事務と併せ
て行うこととする。

令和7年1月17日

新見市選挙管理委員会
委員長 小村 幸 男

